

少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書

少量危険物の配管等漏洩試験結果報告書

少量危険物及び指定可燃物（以下「少量危険物等」という。）を貯蔵または取り扱おうとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

また、危険物の送油に配管を使用する場合は、配管設置後に漏洩試験を実施し、届出る必要があります。

設置工事後、原則として管轄署による現地調査を行います。

なお、少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書の届出者は、設置する建物の関係者（所有者、管理者、占有者）であり、少量危険物等に係る工事施工者ではありません。

届出が必要な少量危険物等

●少量危険物の場合

指定数量の5分の1以上（個人住居の場合は2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵または取扱う場合

●指定可燃物の場合

別表第8（※）で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵又は取扱う場合

※ その他を参照のこと

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

(1) 少量危険物貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書の場合

- 少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書
- 貯蔵及び取扱い場所の案内図、配置図、平面図、詳細図、仕上表及び建具表
- 使用する設備の詳細図及び配管図（※）、仕様書
- その他補足資料等

(2) 少量危険物の配管等漏洩試験結果報告書（※）

- 少量危険物の配管等漏洩試験結果報告書
- 試験状況を撮影した写真等

※ 危険物の送油に配管を使用する場合に限る。

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）
- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各 2 部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。
- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

3. 電子申請する場合【各届出書 1 部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

その他

別表第 8

品 名	数 量
綿花類	キログラム 2 0 0
木毛及びかんなくず	4 0 0
ぼろ及び紙くず	1, 0 0 0
糸類	1, 0 0 0

わら類		1, 0 0 0
再生資源燃料		1, 0 0 0
可燃性固体類		3, 0 0 0
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0
可燃性液体類	立方メートル	2
木材加工品及び木くず		1 0
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0
	その他のもの	キログラム 3, 0 0 0

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。